

あなたに笑顔を!

ふれあい福祉相談センター

日常生活の中で困ったことや心配ごとなどをひとりで抱えて悩んでいませんか?
浦添市社会福祉協議会では、市民一人ひとりのお悩みや困ったことに対応するため、ふれあい福祉相談センターを開設しています。ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。



秘密は厳守!!

ご相談は無料!!

| 内容 | | 曜日 | 相談時間 | 備考 |
|------|--------------------|---------|-------------|--------------------------------|
| 一般相談 | | 月～金 | 9:00～17:00 | 日常生活での悩みに関する相談 (受付は16:00まで) |
| 専門相談 | 法律相談 (要予約) | 第1・3水曜日 | 10:00～12:00 | 弁護士による無料相談 |
| | サラ金相談 (要予約) | 第4水曜日 | 10:00～12:00 | 司法書士による無料相談 |
| | カウンセリング相談 (要予約) | 第1・3土曜日 | 13:00～17:00 | こころの悩みに関する無料相談 (受付は16:00まで) |

※ご来所の際は、あらかじめ電話連絡をお願いします。

生活福祉資金貸付制度のご案内

「生活福祉資金」とは、低所得者、障がい者、又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立と安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度です。

総合支援資金

低所得者世帯で生計中心者の失業により生活困難になった場合の貸付資金

福祉資金

日常生活又は自立生活を送る上で一時的に必要な経費の貸付資金

緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計維持が困難になった場合の貸付資金

教育支援資金

低所得世帯に属する者が、大学や専門学校等の入学・就学時に必要な経費の貸付資金

※各資金によって対象は異なります!くわしくはお問合わせください

お問合わせ

ふれあい福祉相談センター TEL:098-870-1333(直通)

浦添市社会福祉協議会 TEL:098-877-8226(担当/相談室)

～母子世帯のみなさまへ～

母子世帯については「母子寡婦福祉資金(浦添市役所内児童家庭課)」へご相談ください。
お問合わせ/浦添市役所 児童家庭課 TEL:098-876-1234(内線3612)